

埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター

担当 森づくり課 総務・森林企画担当

1 設置背景

森林環境譲与税は、課題である森林整備への対応のため創設され、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、趣旨に沿った事業の執行が強く求められている。しかし、都市部市町の中には具体的な用途が未定のまま基金に積み立てられているところもある。

そこで、森林環境譲与税を活用し、森林整備等を一層進める仕組みづくりが必要であり、県が都市部市町と山側市町村の協定締結等の連携に向けた連絡・調整を行う。

2 設置目的

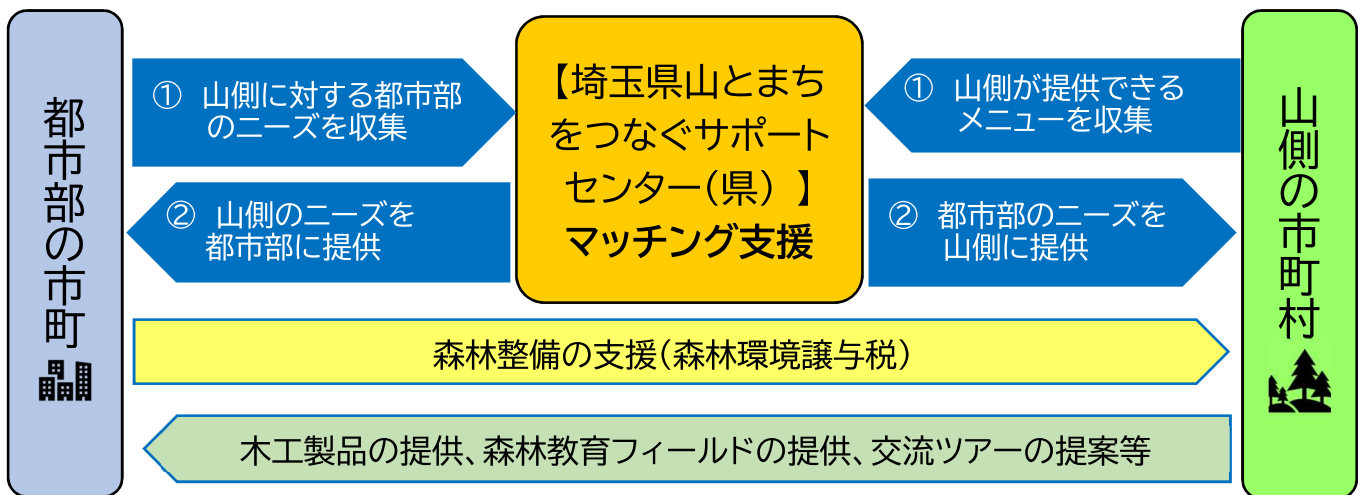
都市部の市町と山側の市町村が連携して森林整備や木材利用等を行い、森林の公益的機能の維持・発揮を図る。

3 利用者

市町村長 ※埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター規約

4 業務内容

- 森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用などの取組の意向についての情報収集・提供
- 森林整備など連携した取組の意向のある市町村への連絡・調整（マッチング支援）、協定締結等の支援



5 年間計画

5月	市町村への意向調書の作成照会
6月	意向調書の取りまとめ
7月	市町村の組み合わせ検討
8月～3月	連携（合意形成）に向けた打合せ、連絡・調整、助言




6 目標

森林整備を中心として、山側と都市部の合意形成に取り組み、併せて山側から都市部への木製品の提供、森林環境教育や林業体験の場の提供などができることを目標とする。

最終的には、都市部の支援を希望する山側の市町村が協定締結等に至ることを目指す。

埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター利用の流れ

R3.7 森づくり課 総務・森林企画担当

	都市部市町 	センター (事務局 県) 	山側市町村 	備考
照会 (毎年5月)		県内市町村へ 意向照会 (様式1号)		埼玉県山とまちをつなぐマッチングセンター規約(以下「規約」)第6条
調書作成、提出 (毎年6月)	連携意向調書 作成・提出 (様式2号)	連携意向調書 とりまとめ	連携意向調書 作成・提出 (様式2号)	規約第7条第1項、第2項
組合せ検討 (マッチング 検討)		組合せ検討 (マッチング検討)		規約第7条第3項
組合せ提示及 び情報提供	取組の検討 意向の変更 (様式2号) など	組合せ提示及び情 報提供 (様式3号、4号)	取組の検討 意向の変更 (様式2号) など	規約第7条3項、 規約第8条
合意形成(連 絡・調整、助 言)	詳細検討	連絡・調整、助言	詳細検討	規約第9条
連携成立	協定締結等(連携) 報告(様式5号)	情報提供(様式6 号)、広報	協定締結等(連携) 報告(様式5号)	規約第10条 規約第11条

